

令和4年第1回定例会

## 総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年3月8日（火曜日）午前11時18分～午後0時16分

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第67号 青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 包括外部監査契約の締結について

諮問第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について

### 4 報告事項

(1) 総合評価落札方式等の改正について

(2) 令和4年度上期青森競輪開催日程について

### ○出席委員

委員長	大 矢 保	委員	山 脇 智
副委員長	山 崎 翔 一	委員	木 下 靖
委員	軽 米 智雅子	委員	丸 野 達 夫
委員	万 徳 なお子	委員	洪 谷 勲
委員	秋 村 光 男		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	館 山 新	総務部次長	工 藤 拓 実
総務部理事	成 田 智	総務部参事	三 上 智 幸
企画部長	織 田 知 裕	企画部次長	館 山 公

企画部理事 佐々木 淳  
税務部長 川村 敬貴  
浪岡振興部長 三浦 大延  
会計管理者 柿崎 哲男  
選挙管理委員会事務局長 山谷 直大  
監査委員事務局長 太田 綾子

税務部次長 工藤 哲也  
監査委員事務局次長 八木澤 透  
総務課長 竹内 巧  
企画調整課長 松島 豊  
関係課長等

**○事務局出席職員氏名**

議事調査課主査 木村 結衣  
議事調査課主事 笹田 貴子

議事調査課主事 柿崎 良輔

**○大矢保委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 7 件及び諮問 1 件の計 8 件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第 67 号「青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を選挙管理委員会事務局長から説明を求めます。選挙管理委員会事務局長。

**○山谷直大選挙管理委員会事務局長** 議案第 67 号青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 概要」についてですが、本議案は、青森市議会議員の選挙に関し、ビラの作成についての公営——公営というのは、すなわち、選挙運動のために使用するビラの作成費用を候補者が自ら費用負担するのではなく、公費で負担することではありますが、その公営化を図る等のため、青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例を改正しようとするものであります。

次に、「2 根拠法令」ですが、2 つありまして、1 つ目は、平成 31 年 3 月 1 日に施行された改正公職選挙法であります。

委員の皆様御承知のとおり、選挙運動における文書図画の頒布につきましては、公職選挙法の規定により厳しく制限されております。従来から、長の選挙についてはビラの頒布は認められており、かつ、市町村の条例の定めにより公営化することができることとされておりまして、本市においても既に市長のビラの公営に関する条例は制定済みで、公営を実施しております。

一方、議員の選挙につきましては、前回、平成 30 年 10 月 28 日の市議会議員選挙の後、平成 31 年 3 月 1 日に改正法が施行され、頒布可能枚数は異なりますが、市長と同様、ビラの頒布及び条例の定めによる公営化が可能となりましたことから、本年秋に控えている市議会議員選挙から公営を行うべく条例を改正しようとするものであります。

なお、市議会議員の選挙において頒布することができるビラの枚数は、上限 4000 枚となっております。

根拠法令の 2 つ目ですが、平成 28 年 4 月 8 日に施行された改正公職選挙法施行令であります。

こちらは、選挙運動用ビラの作成の公営限度額の引上げで、選挙運動用ビラの作成の公営に係る単価が 7 円 30 銭から 7 円 51 銭に引き上げられたものであり、市議会議員のビラの公営化を図るタイミングに合わせて、また、他都市における単価の改正状況を踏まえ、今般、本市においても、国の単価と同額の 7 円 51 銭に引き上げるべく条例を改正しようとするものであります。

「3 改正内容」についてですが、1点目は、市議会議員の選挙におけるビラの作成の公営化です。

具体的な改正内容につきましては、資料2、新旧対照表を御覧ください。1ページ目であります。

まず、先ほど御説明いたしましたとおり、現在、既に市長選挙のビラの公営に関する条例がありまして、そこに市議会議員を加えることとなりますので、条例の題名の「青森市長」の前に「青森市議会議員及び」の文言を追加いたします。また、第1条趣旨及び第2条ビラの作成の公営の条文につきましても、題名と同様、「青森市長」の前に「青森市議会議員及び」の文言を追加いたします。

再び資料1に戻っていただきまして、改正内容の2点目は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額の引上げで、具体的な改正内容につきましては、資料2、新旧対照表の2ページ目を御覧ください。

先ほど御説明しましたとおり、公営の単価を国の単価に合わせるため、第4条及び第5条の条文中、ビラの作成の公営に係る単価7円30銭を7円51銭に改めるものです。

再び資料1に戻っていただきまして、「4 候補者一人当たり公費負担の限度額」につきましては、以上2点の改正を行った場合には、資料のとおり、公営単価7円51銭にビラの頒布可能枚数4000枚を乗じて、3万40円となります。

施行期日につきましては、公布の日から施行することとしており、具体的には、本年秋に控えている市議会議員選挙から改正後の条例の規定が適用されることとなります。

続きまして、資料3を御覧ください。

こちらは、ビラの公営を行う際の手続のフロー図です。①として、候補者はビラ作成業者と有償契約を締結していただきまして、②、候補者が選挙管理委員会に契約書の写しを添えてビラ作成契約届出書を提出します。次に、③として、候補者が選挙管理委員会にビラ作成枚数確認申請書を提出し、④、選挙管理委員会が候補者にビラ作成枚数確認書を交付します。次に、⑤、候補者がビラ作成業者に④で選管から交付したビラ作成枚数確認書、また、⑥、候補者がビラ作成業者に候補者自らが作成したビラ作成証明書をそれぞれ提出します。選挙の結果、供託物が没収されない場合に限り、⑦として、業者が選挙管理委員会に請求書を提出します。最後に、⑧として、選管が業者に対して直接、代金をお支払いするという流れであります。

現在、既に実施しているポスター等の公営と大まかには同様ではありますが、具体的な手続、書類作成等につきましては、実際の選挙の際に御説明いたします。

以上、議案第67号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認め、よって、議案第 67 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 68 号「青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 議案第 68 号青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

概要につきましては、令和 2 年 7 月 17 日閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされ、これを踏まえ、国家公務員のサービスの宣誓の実施方法を変更するため、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正されたところであります。また、本市においても、令和 3 年 10 月 1 日、申請書等の押印に関する指針を策定し、申請書等への押印の義務づけを原則廃止としたことを踏まえ、青森市職員のサービスの宣誓に関する条例を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、職員のサービスの宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、面前及び署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定しようとするものであります。併せて、宣誓書への押印を廃止するため、宣誓書の様式を改正するものであります。

具体的には、資料 2、青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

初めに、第 1 条は、文言修正となります。

第 2 条では、新たに職員となった者のサービスの宣誓について規定しており、具体的には、これまでは任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名することとしておりましたが、改正後は、面前での署名を廃止し、宣誓書を任命権者に提出することとするものであります。

最後に、第 2 条関係別記様式から宣誓書への押印を廃止するため、押印部分を削除することとし、また、文言修正を行うものであります。

施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 68 号青森市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 69 号「青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 議案第 69 号青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料の 1 を御覧ください。

「1 概要」につきましては、国家公務員の育児休業等について、人事院規則が改正されることにより、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が義務づけられたところであります。

このことを受け、本市におきましても、妊娠・出産・育児と仕事の両立支援のため、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備等に関する措置について規定しようとするものであります。また、非常勤職員の育児休業等について、本市ではこれまでも人事院規則に則り運用を行ってきたところでありますが、今回の改正に併せ、育児休業を取得できる要件等についての規定を明記しようとするものであります。

「2 改正内容」につきましては、1 つに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に関する規定、2 つに、非常勤職員の育児休業等に関する規定を明記しようとするものであります。具体的には、資料 2、青森市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表を御覧ください。

初めに、第 2 条では、育児休業をすることができない職員を規定しており、具体的には、同条第 3 号として、育児休業を取得する職員の代替として任期を定めて採用された職員を規定しております。また、同条第 4 号では、イからハのいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員を、育児休業を取得することができない非常勤職員として規定しております。具体的には、イとして、養育する子が 1 歳 6 か月に達する日までに任期が満了しない非常勤職員及び引き続き採用される見込みがある非常勤職員、2 つに、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員として、週 3 日以上または年 121 日以上勤務する非常勤職員のいずれにも該当する非常勤職員。ロでは、第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員として、具体的

には、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、その子が1歳に達した日の翌日から新たに育児休業をしようとする非常勤職員。ハでは、任期の末日を育児休業の末日としている非常勤職員であって、任期が更新され、または、任期満了後に引き続き採用されることに伴い、新たに育児休業をしようとする非常勤職員。以上のいずれかに該当する非常勤職員以外の者を、育児休業をすることができない非常勤職員として規定しております。

次に、第2条の3では、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について規定しております。同条第1号では、非常勤職員の養育する子が1歳に達する日まで取得できることを規定しております。同条第2号では、非常勤職員の配偶者が、その養育する子の1歳に達する日以前に先に育児休業を取得している場合であれば、養育する子が1歳2か月に到達する日まで取得できることを規定しております。同条第3号では、非常勤職員が1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、その子が1歳に達した日の翌日から新たに育児休業をしようとする非常勤職員につきましては、その養育する子が1歳6か月に到達する日まで育児休業を取得できることを規定しております。

なお、1歳6か月まで取得できる要件として、同号イ及びロにおいて、その養育する子が1歳に到達する時点で非常勤職員本人または配偶者が育児休業を取得していること及び保育所の入所申込をしているが入所することができていない等の事情がある場合に限ることを規定しております。

次に、第2条の4では、非常勤職員が1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、その子が1歳6か月に達した日の翌日から新たに育児休業をしようとする非常勤職員については、その養育する子が2歳に到達する日まで育児休業を取得できることを規定しております。取得する要件としては、先ほど申しました1歳6か月まで取得する場合と同様に、非常勤職員本人または配偶者が育児休業を取得していること及び保育所の入所申込をしているが入所することができていない等の事情がある場合に限ることを規定しております。

第2条の5につきましては、先ほど申しました第2条の3及び第2条の4の追加により、第2条の3を第2条の5に改めるものであります。

次に、第3条では、育児休業法第2条第1項ただし書に基づき、育児休業を再度取得することができる要件について規定しております。具体的には、同条第7号として、第2条の3第3号に掲げる場合または第2条の4に規定する場合、具体的には、育児休業の期間を1歳6か月または2歳まで取得する場合について規定しており、同条第8号では、任期の末日を育児休業の末日としている非常勤職員であって、任期が更新され、または任期満了後に引き続き採用されることに伴い、改めて育児休業をしようとする場合について規定しております。

第19条につきましては、文言の修正となります。

次に、第21条では、部分休業をすることができない職員について規定しておりま

す。同条第1号では、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を部分休業の取得ができない職員として規定しております。同条第2号では、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員を規定しており、具体的には、週3日以上または年121日以上勤務する非常勤職員及び一日の勤務時間が6時間15分に満たない非常勤職員について、部分休業の取得ができない職員として規定しております。

次に、第22条第1項では、部分休業を承認する時間について規定しており、非常勤職員に係る部分を追加したものであります。同条第2項では、同条第3項において非常勤職員に対して部分休業を承認する時間について新たに規定することから、本号では非常勤職員を除く旨を追加したものであります。同条第3項では、ただいま申しました非常勤職員に対して部分休業を承認する時間について規定しており、具体的には、一日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲で部分休業を取得することと規定しております。

次に、第23条第2項では、部分休業をしている非常勤職員の給与の取扱いについて、職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で定めることを規定しております。具体的な取扱いとしては、部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、職員と同様に、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額、いわゆる時給相当額を減給した給料及び報酬を支給することと規定しております。

次に、第25条では、職員から妊娠または出産についての申し出があった場合における措置等について規定しており、具体的には、任命権者は、職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したことを申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他必要な事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談等を行うことを規定しております。同条第2項では、任命権者は、職員から妊娠または出産についての申し出があった場合は、そのことを理由として当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないことを規定しております。

次に、第26条では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について規定しております。同条第1号では、職員に対する育児休業に係る研修の実施について規定しており、これまでも所属長や監督職員への研修を通し、育児休業を始めとする各種休暇休業制度の周知を図ってきたところであり、引き続き、制度の周知及び理解促進を図ってまいります。同条第2号では、育児休業に関する相談体制の整備について規定しており、本市では職員支援室やライフ相談など職員の相談体制を整えているところです。同条第3号では、その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置について規定しており、具体的には、育児休業を取得した際には、業務に支障が出ないよう代替職員を配置するなど、育児休業の取得を希望する職員が気兼ねなく育児休業を取得できるよう取り込んでいるところです。

第27条につきましては、先ほど申し上げました第25条及び第26条の追加によ

り、第 25 条を第 27 条に改めるものであります。

資料 2 の説明は以上となります。

施行期日は令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 69 号青森市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 部分休業を取得している非常勤職員の給与に、職員との権衡を考慮して予算の範囲内で定めるとありますが、その都度、定めるという意味なんでしょうか。

**○大矢保委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

今ほども、ちょっと御説明いたしましたけれども、いわゆる職員と同様に、勤務しない 1 時間につき 1 時間当たりの給与額、いわゆる時給相当額を減額した給料及び報酬を支給するという形になります。

**○大矢保委員長** よろしいですか。

〔万徳なお子委員「はい」と呼ぶ〕

**○大矢保委員長** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、これで終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

**○川村敬貴税務部長** 議案第 70 号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、令和 3 年 6 月 11 日に公布された全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正に伴い、青森市市税条例において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、改正項目について御説明申し上げます。

「2 主な改正項目について」を御覧ください。

未就学児の国民健康保険税の均等割額の軽減制度の導入についてであります。

国民健康保険税は、応益と応能に応じて設定され、応益税である均等割については低所得世帯に対して軽減措置が講じられており、国においては、令和2年5月29日、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの数に応じた国民健康保険税の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施することが閣議決定されたことを受け、地方税法等の一部を改正し、令和4年4月1日から子どもに係る均等割額を軽減することとされました。

その内容は、国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子どもについて、国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減するものであり、国民健康保険税の法定軽減の有無にかかわらず対象となるものであります。具体的には、表に記載しておりますが、法定軽減なしの場合は5割軽減となり、法定軽減7割・5割・2割の対象者の場合は、残りの半分が軽減されることにより、それぞれ合計で、7割軽減の場合は8.5割の軽減、5割軽減の場合は7.5割の軽減、2割軽減の場合は6割の軽減となるものであります。

主な改正項目については以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、条項ずれ等に伴う改正についても所要の整理を行うものであります。

条例のこれらの関係規定につきましては、資料2の新旧対照表に記載のとおりであります。

改正の具体的なところでありますけれども、資料2の5ページを御覧ください。

こちらに第179条第2項というものが追加されておまして、ここに、それぞれ、軽減する額を具体的に示しております。資料では、軽減する割合という形で分かりやすく説明しましたがけれども、条例上は、それぞれの区分において軽減する額が規定されておまして、その軽減する額をここに追加したものであります。

新旧対照表はちょっと厚くなっておりますけれども、それ以外の部分については、この第179条に第2項を追加することに伴う条項のずれですとか、文言の整理等になります。

以上、議案第70号青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 71 号「青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第 71 号青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

まず、「1 制定理由」について御説明申し上げます。

本市では、福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭、父母のいない児童、父母の一方が障害の状態にある方に対し、ひとり親家庭等医療費助成として、保険診療に係る医療費の自己負担分について助成しております。

去る令和 3 年 12 月 24 日、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、児童扶養手当法施行令に規定する視覚障害の認定基準が改正されたことから、これを準用している青森市ひとり親家庭等医療費助成条例において必要な改正を行うものであります。

次に、「2 条例の改正項目について」を御覧ください。

今回、国による改正が行われた背景として、障害認定基準は、国において、必要に応じて新しい医学的知見等を踏まえた見直しを行っており、今般、特別児童扶養手当等の認定（眼の障害）に関する専門家会合における視覚障害に係る障害の状態に係る議論等に基づき、必要な見直しが行われたものであります。

その概要といたしましては、父母のいずれか一方の障害の状態に係る視力の障害認定基準について、「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による基準に変更されました。また、視野障害についても、障害の程度に応じた適切な評価ができるよう基準が追加されました。

なお、その内容につきましては、資料 2 に記載のとおりであります。

本条例の施行期日は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令の施行期日と同日の令和 4 年 4 月 1 日からとしております。

資料 1 の 2 ページ目に、「4 ひとり親家庭等医療費助成の概要」を記載しております。今回の改正に当たり、助成対象が拡大となりますが、施行期日以前に障害の基準に該当する方が、令和 4 年 4 月 1 日以降に申請の手続をされた場合であっても、自己負担分を施行期日に遡及し助成することとしております。

青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、郵送等の方法により申請を促し、併せて、市ホームページや「広報あおもり」での周知に努めてまいります。

なお、条例の改正箇所については、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 71 号青森市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 77 号「青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を求めます。総務部理事、消防長。

**○成田智総務部理事** 議案第 77 号青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、制定理由について御説明いたします。

総務省消防庁において、全国の消防団員数が減少している状況を踏まえ、消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げ、消防団員の処遇について議論し、団員の処遇の改善に向けた取り組むべき事項等について、消防庁長官通知を令和 3 年 4 月に発出したところであります。本市におきましても、この通知の趣旨を踏まえ、消防団員の報酬の額を改定する等のため、青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

次に、改正の概要について御説明いたします。

まず、条例第 8 条と第 10 条第 2 項関係につきましては、国から示されました条例を参考に文言の改正をするものであります。

次に、別表第 1、報酬年額につきましては、副団長は、6 万 2200 円を 6 万 9000 円に、分団長は、4 万 5800 円を 5 万 500 円に、副分団長は、3 万 1400 円を 4 万 5500 円に、部長は、2 万 6900 円を 3 万 7000 円に、班長は、2 万 5000 円を 3 万 7000 円に、団員は、2 万 2100 円を 3 万 6500 円に、それぞれ改定するものであります。

なお、改正後の報酬額は、普通地方交付税単価と同額に設定したものであります。

次のページをお開きください。

別表第 1 備考中の動力消防ポンプを操作する者に対しての報酬額を月額 2170 円から 2000 円に改定するもので、時間単価 1000 円、1 回の作業時間 1 時間、一月の作業回数 2 回を基に設定したものであります。

続きまして、別表第2、出勤報酬につきましては、上の表は改正前の出勤報酬となります。改正後は、災害出勤1日当たり4000円、また、8時間を超えた場合は8000円とし、災害出勤以外は1日当たり2000円に改定するものであります。

なお、金額につきましては、国が定めた出勤報酬標準額から時間単価1000円とし、過去の平均活動時間を基に設定したものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からを予定しております。

以上、議案第77号青森市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号「包括外部監査契約の締結について」を議題といたします。

本案に対する説明を監査委員事務局長から求めます。監査委員事務局長。

**○太田綾子監査委員事務局長** 議案第79号包括外部監査契約の締結について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まず、契約の概要であります。中核市に毎年度の実施が義務づけられております包括外部監査を実施するため、令和4年度に係る契約を締結するものであります。

契約の目的は、包括外部監査人による監査の実施及び監査の結果に関する報告の提出であり、契約の期間の始期については、令和4年4月1日を予定しております。

監査に要する費用の額の算定方法は、執務費用及び報告書作成費用並びに交通費等の合計額として1207万9364円を上限とし、費用の一部について、概算払をすることとしております。

次に、契約の相手方につきましては、本市在住の公認会計士、高橋政嗣氏としたいと考えております。

今年度、議会の御議決を経て、日本公認会計士協会東北会青森県会の推薦である高橋氏と契約を締結しているところですが、これまで本市や青森県の包括外部監査人補助者としての経験があり、地方公共団体の財務監査事務に精通し、優れた識見を有するものと認められることから、同氏が適任であると判断したものであります。

なお、地方自治法の規定では、同一人と連続3回契約することが可能となっております。

ります。

次に、公認会計士と契約を締結する理由であります。公認会計士は、監査及び会計の専門家であり、企業会計に関する専門的知識が地方公共団体の監査に有用であることから、包括外部監査契約の締結者として適任と考えていることなどであります。

なお、包括外部監査契約につきましては、地方自治法の規定により、あらかじめ監査委員の意見を聴くこととなっておりますが、監査委員からは、高橋政嗣氏と契約を締結することについて異議がない旨の回答をいただいているところであります。

以上、議案第79号包括外部監査契約の締結について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** ただいまより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第1号「退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について」を議題といたします。

本諮問の内容及び本諮問に対する市当局の見解等について総務部長から説明を求めます。総務部長。

**○館山新総務部長** 本定例会に諮問しております退職手当支給制限処分に対する審査請求について概要を御説明いたします。

お手元の資料1ページ目を御覧ください。

まず、対象事案につきましては、退職手当支給制限処分に対する審査請求となっております。

本件審査請求の経緯といたしましては、「前提となる事実」及び「審査請求の内容」に記載のとおり、審査請求人は、市内ドラッグストアにおいて迷惑行為を繰り返したほか、同店店長に暴行を働き、さらには、叔母の肋骨を骨折させたとして、令和2年8月5日、傷害容疑で逮捕されました。

このことから、市長は、審査請求人に対し、同年8月7日付で、懲戒免職処分を行うとともに、同日付で、退職手当の全部を支給しないとする退職手当支給制限処分を行ったところ、同年11月4日付で、審査請求人が、これを不服として審査請求をしたものであります。

資料2枚目の「2 審査請求人の主張及び処分庁の弁明(要旨)」を御覧ください。

審査請求の主張につきましては、懲戒免職処分は改められるべきであり、懲戒免職を前提として行われた退職手当支給制限処分についても改められるべきである。また、仮に懲戒免職処分に理由があったとしても、本件処分は、審査請求人の行動と比して重きにすぎるので誤りであるというものであります。

これに対する処分庁の弁明として、審査請求人が行った行為は、社会通念上、公務員としてふさわしくない非行であることは明白であるとともに、職全体の名誉を著しく汚す行為であり、情状は極めて重い。また、謝罪はなく、反省する様子も見受けられないことから、酌量すべき情状も何ら見当たらない。このことから、審査請求人が行った非違の内容及び程度、経緯、当該非違後における言動等を勘案して、本件処分に至ったというものであります。

次に、資料中段の「3 審理員による審理結果（要旨）」を御覧ください。

内容につきましては、審査請求人の非違行為の態様や影響等に鑑みれば、審査請求人の退職手当の全部を不支給とした処分庁の判断には相応の根拠があるというべきであり、これが社会通念上著しく妥当性を欠くものとは認められず、本件処分は、違法または不当であるとは認められない。よって、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきであるというものであります。

資料下段の「4 審査庁である市長の見解」を御覧ください。

審査庁である市長の見解といたしましては、審理員意見書のとおり、本件処分は違法または不当であるとは認められないため、本件審査請求については棄却すべきものと考えております。

以上、諮問をいたしました事案について、概要を御説明申し上げました。参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますので、併せて御覧いただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

**○木下靖委員** 今回、審査請求があったことに関して、議会への諮問ということなんですけれども、諮問されて、議会として、これに対して答申するという形にはなると思うんですけれども、市長のほうといいますか、市のほうとしては、その答申内容に基づいて、その判断をされるという認識でよろしいでしょうか。

**○大矢保委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** ただいま木下委員からお話がありましたけれども、当然として、議会に諮問をかけておりますので、その意思是尊重したいというふうに考えております。

**○大矢保委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** ちょっと確認をしたいんですけれども、仮にという話をさせてもらいますけれども、ここで諮問されて、議会としては、市の判断は妥当であるという判断をしたとします。例えば、そのような場合に、審査請求人が、さらにそれに不服であるとなった場合に、どういうことになるのか、どういうケースが考えられる

のか、それをお知らせいただけますか。

**○大矢保委員長** 総務部長。

**○館山新総務部長** ただいまの御質疑にお答えいたします。

本審査請求につきましては、裁決をもって終了となるものでありますが、以降の審査請求人が行うことができる手続として、行政事件訴訟法に基づき、本件審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内または裁決があった日の翌日から起算して1年以内に、青森市長を被告として、裁決の取消しまたは処分の取消しの訴えを裁判所に提起できることとなっております。

**○大矢保委員長** ほかに御意見ありませんか。山脇委員。

**○山脇智委員** これは質疑ではなく意見なんですけれども、ただいま総務部長から説明を受けまして、また、審理員の意見書及び事件記録を全て読ませていただきました。その上で、私は、市から説明があったとおり、本件処分に違法性や不当性は認められないことから、本件処分は適正に行われたと思っています。

以上のことから、市の説明のとおり、本審査請求は棄却すべきだと私は考えます。意見です。

**○大矢保委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** ないですか。

ただいま、委員から、本件処分は違法または不当であるとは認められないため、棄却すべきという市の見解のとおりでよいとの御意見がありましたが、この御意見でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** まず、本諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却または認容の結論と意見を掲載することでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 次に、答申書案の作成は、正副委員長に一任することでよろしいですか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 次に、答申書案の確認は、報告事項まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書案を作成し、委員会再開後に答申書案の内容を確認することでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** また、その答申書案の確認の際には、理事者の出席を求めないことといたしたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

( 報 告 事 項 )

○大矢保委員長 それでは、報告事項に入ります。

1 番目は、「総合評価落札方式等の改正について」、総務部長より報告を求めます。

○館山新総務部長 総合評価落札方式等の改正について御報告いたします。

資料を御覧ください。

総合評価落札方式についてであります。この方式は、価格と同種工事の施工実績や工事成績などの定量化された評価項目等を総合的に評価する落札方式であります。

本市では、平成 30 年 7 月以降に公告を行う工事から同方式を導入し、現在は、設計金額 3000 万円以上の全業種の工事に適用しておりますが、令和 4 年 4 月以降の公告案件から、対象となる設計金額を 3000 万円以上から 1500 万円以上まで引き下げることにより、同方式の効果の波及・拡大を図ろうとするものです。また、これに併せ、いわゆるダンピング受注の防止等のため、総合評価落札方式と併用してきた低入札価格調査制度、さらには最低制限価格制度につきましても、令和 4 年 4 月 1 日から、その対象金額を 3000 万円から 1500 万円まで引き下げるとともに、低入札価格調査制度の数値的判断基準、いわゆる失格基準を、青森県に準拠した率に引き上げることにより、同制度の効果の波及・拡大を図ろうとするものであります。

説明は以上となりますが、今後におきましても、国・県・他都市の取組状況を参考に、契約事務全体の改善に取り組んでまいります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について御質疑ありますか。丸野委員。

○丸野達夫委員 この改正をしたことで、どの程度、影響とどうか、改善されると思いますか。「されない」と呼ぶ者あり）私もそう思います。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

くじ引きの発生率で申し上げますと、例えば、全業種、これまでの 3000 万円を線とした場合には、くじ引きの発生率が 30.53%でありました。それが、1500 万円に下げることによって、21.74%まで下がるというようにして見込んでおります。また、土木工事につきましても、これまでの 3000 万円だとすれば、63.16%のくじ引きの発生率であったものが、38.95%まで下がるというような試算をしております。

○大矢保委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 直接工事費の部分は。直接工事費を直しているけれども、そこでは影響ないのか。(発言する者あり)ないのか。じゃあ見直さなければいいじゃない。

○大矢保委員長 何か、追加する答弁がありますか。

○館山新総務部長 大丈夫です。直接工事費の部分は影響ありません。

○大矢保委員 丸野委員。

○丸野達夫委員 いやいや、影響ないのだったら、見直す必要ない。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○三上智幸総務部参事 契約課の三上です。

くじ引き自体には、直接工事費は——くじ引きの抑制には、直接工事費というのは直接関わるものでないんですけれども、失格基準が上がりますので、今までであれば、低入札価格調査制の失格基準は大体、予定価格 80%程度だったんですが、それが、この直接工事費を 90%に上げることによりまして、大体、予定価格の 83%から 84%ぐらいになる見込みですので、受注できる金額が少し上がるという効果はあるかと思えます。

以上です。

○大矢保委員長 いいですか。

〔丸野達夫委員「はい」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 質疑はこれで終わります。

次に、「令和 4 年度上期青森競輪開催日程について」報告を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、令和 4 年度上期青森競輪開催日程について御報告いたします。

資料を御覧ください。

令和 4 年度上期につきましては、4 月 14 日木曜日から 16 日土曜日までのナイター競輪を皮切りに、9 月 29 日木曜日から 10 月 1 日土曜日までのモーニング競輪まで、合計 21 節 65 日間、本場開催を予定しております。

今年度は、競輪のトップ選手が参加するグレードレースといたしまして、4 月 28 日木曜日から 5 月 1 日日曜日までの 4 日間、施設整備等協賛競輪（GⅢ）縄文小牧野杯を北日本地区で初めて開催するほか、9 月 8 日木曜日から 11 日日曜日までの 4 日間、みちのく記念競輪（GⅢ）を開催いたします。また、このほか、全国他競輪場で開催されるレースの車券を発売する場外発売についても、資料に掲載のとおり予定しているところであります。

青森競輪場は、地方財政健全化に安定的に寄与するため、売上げ確保を目指して鋭意努力しているところでありますが、競輪ファンだけでなく市民の皆様が楽しめる競輪場づくりの一環としまして、現在、工事を進めているメインスタンド棟へのフードコート整備や、北スタンドの撤去及びこれに伴う遊具更新などのリニューアルを 6 月に予定しているところです。

今後も、感染症対策を徹底しながら競輪事業を運営してまいりますので、委員の皆様には、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○大矢保委員長 ただいまの説明について、御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なしでいいですか。委員から何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** この際、暫時休憩いたします。再開時間は、後ほど皆様に御案内を申し上げますので、あと幾ばくかほかからないと思いますので、控室で待っていてください。

**午後0時11分休憩**

---

**午後0時14分再開**

( 審 査 再 開 )

**○大矢保委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

それでは、先ほど、棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第1号「退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申書について、ただいまから審査をいたします。

まず、先ほど、本諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書案の作成については、正副委員長に一任されました。

本諮問については、全員異議なく、本審査請求について、棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、本諮問に対する答申書案を配付していますので、答申書案の内容について、副委員長から説明をさせます。山崎副委員長。

**○山崎翔一副委員長** それでは、諮問第1号の答申案について御説明いたします。

諮問第1号「退職手当支給制限処分に対する審査請求に係る諮問について」に対する答申（案）であります。本件退職手当支給制限処分は、違法または不当であるとは認められず、処分庁である青森市長が行った処分は妥当である。したがって、本件退職手当支給制限処分に対する審査請求については、棄却すべきである。以上の案を提案したいと思います。

**○大矢保委員長** それでは、本諮問に対する答申書案について、皆様から御意見をいただきたいと思いますが、御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 意見がないようですので、答申書案のとおり答申することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** それでは、答申書案のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された議案及び諮問の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○大矢保委員長** 以上をもって、本日の案件はすべて終了いたしましたので、これにて閉会いたします。ありがとうございました。

( 会 議 終 了 )